

日本医師会生涯教育講座 実施要領

(平成 4 年 2 月 25 日制定)
(平成 6 年 3 月 8 日一部改正)
(平成 8 年 2 月 13 日一部改正)
(平成 17 年 4 月 26 日一部改正)
(平成 21 年 4 月 28 日一部改正)
(平成 22 年 2 月 23 日一部改正)
(平成 28 年 4 月 12 日一部改正)
(平成 30 年 2 月 17 日一部改正)
(令和 2 年 2 月 15 日一部改正)
(令和 7 年 4 月 1 日一部改正)

北海道医師会は、日本医師会生涯教育制度実施要綱に基づき開催される「日本医師会生涯教育講座」(以下「講座」という。)等の実施要領を次により定める。

1. 講座の主催者

北海道医師会、郡市医師会、専門医会、医学会、各種研究団体等とし、営利を目的とする団体(以下「営利団体」という。)が単独で主催する講座の承認はしない。ただし、営利団体が郡市医師会等と共催する場合はこの限りでない。

2. 実施方法

講座の実施方法は、医師の自己学習・研修を効果的に行う観点から、主催者において創意工夫して取り組むこととし、一般的には次の方法および形式による。

- (1) 講師を招いて行う講演会・研修会
- (2) 会員同士の研究発表会・学習会等
- (3) 研究発表を中心として行う医学会
- (4) その他

3. 研修課題

主催者は、テーマを日医カリキュラムコード(略称：CC、以下「CC」という。)の中から選択する。

4. 公開の原則

認定を受けて実施する講座は、広く当会会員に公開することとする。

5. 申請方法

- (1) 主催者が郡市医師会の場合は当該郡市医師会内において審査を行い、助成金の交付を希望する者は、別に定める書式によりあらかじめ当会に申請するものとする。
- (2) 主催者が上記以外の団体(専門医会・医学会・各種研究団体等)の場合は講座の概要(日時、場所、研修テーマ、講師、CC等)を、別に定める書式により開催期日の 45 日前までに当会に申請するものとする。
- (3) 営利団体が郡市医師会と共催する場合は、当該郡市医師会に事前に講座の概要を相談することとし、専門医会・医学会・各種研究団体等と共催する場合は開催期日の 45 日前までに当会に申請するものとする。
- (4) 郡市医師会以外的主催者が講座を実施する場合、当会への申請に先立って開催地の郡市医師会へ後援の承認手続きをとることを推奨する。

6. 審査機関

- (1) 当会に申請された講座は学術部および常任理事会で審査を行う。
- (2) 郡市医師会において計画された講座は当該郡市医師会内において審査を行い、審査結果を「医師会会員情報システム MAMIS」(以下「MAMIS」という。)へ登録する。

7. 審査結果の報告

常任理事会での審査結果は、事務局から申請者に通知する。

8. 単位

認定を受けた講座の演者並びに出席者が取得できる単位は、「日本医師会生涯教育制度実施要綱」に基づき、原則として、講義時間 1 時間あたり 1 単位とし、最小単位は、30 分で 0.5 単位とする。

9. カリキュラムコード(略称：CC)

1 時間 1 単位 1 カリキュラムコードとする。

10. 名称の使用

認定を受けた講座の主催者が使用できる名称は、日本医師会生涯教育講座とする。

11. 開催通知

認定を受けた講座の主催者は、案内書に講演会等の名称と共に前項の名称を明示する。

12. 実施報告

主催者は、終了後速やかに別に定める書式により、実施報告書を提出するものとする。

13. 講習会・学習単位の管理

- (1) 当会及び郡市医師会は主催者から提出された実施報告書に基づき、受講者の入退室状況を含めた講座情報を「MAMIS」に登録し管理する。
- (2) 当会及び郡市医師会は、「MAMIS」に登録（郡市医師会が入力した情報を含む）されている毎年3月31日時点の会員個人別の年間参加記録「単位取得状況」を管理し、管下会員からの照会に応じるなど必要に応じて情報提供を行う。
- (3) 郡市医師会は、管下会員の自己申告により取得単位等の変更情報を「MAMIS」に登録し管理する。

14. 個人情報の保護

本講座により知り得た個人情報は、当会「個人情報保護方針」その他規程に基づき、会員の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

附則

- 1.この実施要領は、令和7年4月1日開催分より適用する。